平成２７年（フ）第５４０号
岡山市南区新保504番地３
破産者　日髙恵美子
１　決定年月日　平成28年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９号
福岡県直方市日吉町４番30号
破産者　株式会社西岡設計事務所
１　決定年月日　平成28年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第２８８号
熊本県上益城郡益城町広崎396―13
破産者　合同会社フェリカ
１　決定年月日　平成28年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７１号
山梨県甲府市伊勢４丁目41番14号　サンハイツ伊勢106
破産者　髙野　聖哉
１　決定年月日　平成28年11月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５３号
札幌市清田区里塚３条４丁目１番８号
破産者　米陀　貞治
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１３号
札幌市北区北29条西４丁目２番１―238号
破産者　藤田　　勝
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９１４号
北海道千歳市緑町１丁目２番27号　ポプリ緑町Ｄ101号
破産者　伊藤　悦子（旧姓荒木）
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
北海道小樽市塩谷１丁目18番12号、前住所北海道小樽市塩谷１丁目11番214号　塩谷Ｃ住宅
破産者　加藤　沙織
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第６２号
福島県郡山市芳賀３丁目５番９号
破産者　高山　和三
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３５号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目２番地３（エスポワールＡ―101）
破産者　安重　松雄
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第８６０号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　４―102号室県営住宅、破産手続き開始決定時の住所埼玉県鴻巣市松原４丁目２番５―105号　ロイヤルシャルム
破産者　志村　和男
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０２号
川崎市川崎区元木１丁目12番13―402号、前住所川崎市川崎区元木１丁目12番13―102号
破産者　間取　幸夫
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
東京都日野市高幡1027番地の３　リヴェール高幡８―105、開始決定時の住所東京都調布市調布ケ丘２丁目32番地24
破産者　横尾　和行
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７３号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目22番１号、前住所川崎市麻生区王禅寺西６丁目26番６―105号　王禅寺ハイム
破産者　南　　達也
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７４号
川崎市麻生区王禅寺東４丁目22番１号、前住所川崎市麻生区王禅寺西６丁目26番６―105号　王禅寺ハイム
破産者　南　美智子
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
川崎市川崎区旭町１丁目９番５号　カーサ坪井　101
破産者　久保田大介
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４４２号
川崎市川崎区旭町１丁目９番５号　カーサ坪井　101
破産者　久保田秀美
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
福井県あわら市滝第46号６番地
破産者　杉本畜産ことたっちゃんポークこと　杉本　　正
１　決定年月日　平成28年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係